

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表
(消費税及び地方消費税に相当する税額 10%を含む金額)

事 件 名	報酬額	備 考
相談料金 (国内案件)	¥2,200	ただし、30分の基本料金 (以降30分毎に2,200円)
相談料金 (国外案件)	¥5,500	ただし、30分の基本料金 (以降30分毎に3,300円)
情報提供	¥1,100	資料(A4版)1枚につき
涉外身分関係手続 (結婚、離婚、養子縁組等)	¥110,000	
在留資格認定証明書交付申請 (居住資格)	¥110,000	
在留資格認定証明書交付申請 (就労資格)	¥110,000	
在留資格認定証明書交付申請 (非就労資格)	¥110,000	
在留資格認定証明書交付申請 (投資・経営)	¥220,000	
在留資格変更許可申請 (居住資格)	¥110,000	
在留資格変更許可申請 (就労資格)	¥110,000	
在留資格変更許可申請 (非就労資格)	¥110,000	
在留資格変更許可申請 (投資・経営)	¥137,500	
在留期間更新許可申請 (居住資格)	¥55,000	
在留期間更新許可申請 (就労資格)	¥55,000	
在留期間更新許可申請 (非就労資格)	¥55,000	
在留期間更新許可申請 (投資・経営)	¥55,000	

永住許可申請	¥137,500	
在留資格取得許可申請	¥66,000	
再入国許可申請	¥13,200	
資格外活動許可申請	¥22,000	
就労資格証明書交付申請	¥55,000	
日本国査証申請	¥44,000	
外国査証申請	¥27,500	
対日投資等に関する手続	¥220,000	
各種国際間貿易取引通信文作成	¥3,300	お客様のご依頼により現地への連絡通信を行う場合。1件あたり。
公証人役場での公証の代理申請・受領	¥6,050	公証料は別途実費
外務省、各国大使館等官公庁での公印証明（認証）の代理申請・受領	¥5,500	認証料等がかかる場合は別途実費
その他	応相談	

その他の事項

【応相談とされている金額について】

- ・ 日本行政書士連合会の行う全国調査の対象に該当する業務である場合は、調査結果に準ずる。
- ・ 「コンサルタント等契約における経費処理ガイドライン」（2018年5月、独立行政法人国際協力機構）に準じ、「4号」の基準月額で、「業務実施契約（個人、単独型）」での計算を基本とする。

【着手金】

- ・ 見積金額の50%とする。
- ・ 着手金はその結果にかかわらず、手続を進めるために着手するときに受ける報酬とする。

【立替金（印紙代、証紙代など）】

- ・ 実費を別途申し受ける。

【旅費・交通費・日当】

- ・ 出張者の事務所から往路がおおむね50キロメートル以内で、宿泊しない場合
1回5,500円（消費税込み）及び実費とする。
ただし、出張の目的地がおおむね3キロメートル以上を隔てた2か所以上にわたるとき、会議がおおむね5時間を超えるとき、会議が2以上に及ぶとき、調査又は特別の準備を必要とする出張のときは、2,200円（消費税込み）を加算する。

- ・ 前号以外の国内出張の場合

次の表の通りとする。

旅費の種類	区分及び額	摘要
鉄道運賃 船舶運賃 バス運賃	普通運賃、新幹線運賃、 急行料金、特別急行料金、 指定席料金	JR線、民営鉄道その他運行のあるもの
航空運賃	往復料金	1. 北海道、四国、九州の区域内と東京間 2. その他前項に準ずる場合
宿泊料	(1泊) 16,500円 (消費税込み)	朝、夕の食事代を含む
日当	7,700円 (消費税込み)	
食事料 (昼食)	現物または 1,100円 (消費税込み)	
特別料金	グリーン料金、寝台料金、 船舶一等料金、タクシー料金	特別の事情がありお客様が必要と認めたとき

- ・ 出張の変更

出張者が、出張中真にやむを得ない事由により中止した場合における旅費は、前2号に準じて請求する。ただし、出張者は、その事由をお客様に報告しなければならない。



令和元年10月1日
東京都行政書士会会員

行政書士 古川 浩規

